

## 仙台市発達障害者支援地域協議会設置要綱

(平成30年3月30日市長決裁)

### (設置)

第1条 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第19条の2第1項の規定に基づき、発達障害児者への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うため、仙台市発達障害者支援地域協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 発達障害児者支援体制に関する検証及び協議
- (2) 関係機関の取組状況に関する情報共有及び協議
- (3) 関係機関のネットワーク強化に関する協議
- (4) 前3号に掲げるもののほか、発達障害児者支援体制の整備を図るために必要な事項

### (組織)

第3条 協議会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうち市長が委嘱、任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 発達障害者又はその家族等
- (3) 医療・保健・福祉・教育・労働等の関係者
- (4) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 協議会に副会長を1名置き、会長の指名によりこれを定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、その会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

- 第6条 協議会は、特定の事項を審議するため、必要に応じ、部会を置くことができる。
- 2 部会は、会長が指名する委員及び審議に必要な臨時委員により構成する。
  - 3 臨時委員は、第3条第2項各号に掲げる者のうち、市長が委嘱、任命する。
  - 4 部会に部会長を置き、部会の構成員の互選により定める。
  - 5 部会長は、部会の事務を統括し、その検討経過及び結果を協議会に報告する。
  - 6 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会の構成員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。
  - 7 臨時委員は、当該事項の審議が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉局障害福祉部北部発達相談支援センターにおいて処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。  
(仙台市発達相談支援センター連絡協議会設置要綱の廃止)
- 2 仙台市発達相談支援センター連絡協議会設置要綱(平成15年9月16日健康福祉局長決裁)は、廃止する。

附則(平成30年7月9日改正)

この改正は、平成30年7月9日から実施する。